

被告ら代理人

18日は上野獣医師が診断をし、19日は土屋獣医師が診断し、その内容は渡邊獣医師のほうで確認を取られているわけで、診断の内容は、僧帽弁閉鎖不全症、三尖弁閉鎖不全症、肺水腫と腎不全という認定だったということによろしいですか。

そうですね。先ほど出ましたけども、18日の日の腎不全についてなんですけども、例えばBUNが35だと、クレアチニンが1.5なり、6なりということで、正常範囲内ではないかというふうに言われてますけども、これはやっぱり違うんですね。というのは、もし腎臓が正常であれば、本人は脱水を起こしているわけですから、比重というのは1.036以上にならなければいけないんですね。尿比重がたしか1.015ですか、ということは、腎臓でそういう濃縮尿がもうないんです。ですから、既に慢性的に腎不全があるという診断に行き着くと思います。

8月の19日の初診以降の治療経過ですが、簡単に説明していただけますか。治療としては、先ほど申し上げたように、腎臓の機能に、もう異常があるということは分かっておりました。ただ、心臓の、先ほど言ったように不全があって、要は死に近づいている状態ですので、まず腎臓のことを考える以前に、何しろ心臓をまともに回復しなければ、心臓が止まってしまったらアウトになってしまう。ましてや肺水腫があるということは、肺で酸素というのは、血液の交換を行っているわけですね。そこで、要するに酸素の交換が行われなくて、要するに低酸素になれば心臓も止まってしまう、心臓の動きも、すべての臓器は酸素をもらって、エネルギーに換えて動いているわけですから、多臓器、全部の臓器が不全に陥ってくるわけです。ですから、まず心臓を助けるというのは、これは世界の常識であって、それに対して全力を尽くしました。

原告代理人

土屋獣医師にお尋ねになりましたね。どういう説明をしたと答えましたか。

ですから、答弁書に書いてあるとおりのことです。

具体的には。

具体的にたくさんありますから、答弁書に書いてあることはたくさんありますよね、ですから治療についても、予後についても、例えばエコーの検査ではこうであったとか、ああだとか、そういうことは、一つ一つ説明しているということです。

肺水腫が僧帽弁閉鎖不全症を原因とするものであって、重篤な状態であること、こういうことを説明したというふうに答えましたか。

肺水腫というものの自身が重篤な問題なんです。だから僧帽弁不全があっても、僧帽弁に障害があっても。

土屋獣医師は、そういうふうに堀さんに説明したと言ってますか。

すべて説明していると言っております。

いつ心臓が止まって、あるいは、呼吸が停止して死に至ってもおかしくない

と、こういうことを堀さんに説明したというふうに、土屋獣医師はあなたに回答しましたか。

一応そういう事態もあるということは話していると、本人は言っております。

腎不全を併発している。こういう説明を堀さんにしましたという回答を、土屋獣医師はあなたにしましたか。

しております。

腎不全も、場合によっては死に至る危険のある疾患であるが、その重症度、命の危険性を比較すると、何よりも僧帽弁閉鎖不全症と肺水腫の治療が優先すると、そういう説明を堀さんにしたと、土屋獣医師は回答しましたか。

しております。

ところが、(乙第16号証を示し)この土屋獣医師の陳述書には、堀さんに説明した部分というのは、『今後必要とされる検査内容について説明し、治療方針について、「東京動物夜間病院からの継続治療(心臓の状況把握、投薬治療等)を行うこと」「ポン太は心不全でありながら食事療法がされておらず、処方食を与えること」、このような説明をしました。それから、「検査結果から、僧帽弁及び三尖弁閉鎖不全症があり重症であること」「腎機能は東京動物夜間病院のときから変わりがないこと」「呼吸状態がまだ改善していないため今日は入院が必要であること」を説明しました。』と、これだけが書かれているんです。命の危険があるような状態であるとか、そのような危険の度合いなど、土屋獣医師は陳述書では述べていないんですが。

ああそうですか。でも本人が、今日聞いたところ、昨日、先だってから聞いているときは、その話は、堀さんにはちゃんと説明しているということです。

あなたは獣医さんですから、余り専門的なことは、私は素人で分からないんですが、心不全と心疾患は明らかに違うんでしょ。

心疾患と心不全は違います。

ポン太は心不全であったというのは、いつの時点で心不全と言ったんですか。

それはもう来たときから、もう心不全だということです。心不全だから肺水腫になったんです。

肺水腫が多少なりとも改善したから、退院となったんじゃないんですか。

肺水腫が、ある程度は、少しはよくなったんだろうと思います。しかし、完全に抜けるということまではいってません。ですから、酸素ボンベが必要だったんです。

すぐに死が迫っているのに退院させたということは、ふつうあり得ることですか。

ですから、先ほど申し上げたように、もう末期の心不全ですから、いっとうなってもおかしくないわけです。慣れない環境で、最期を迎えるということは、決していいことだと思っておりませんので。酸素ボンベをつけて、御自宅で、要するに何日生きるか、何時間生きるか分かりませんが、そういう状態で家にいることは、私は、動物にとって幸せなことだろうと考えております。

そういう趣旨で退院をさせられたということですか。

そういうことです。

提出されている陳述書には、そのような趣旨等までは書いてないものですから、具体的に原告に対してどのように、退院に際して説明したと聞かれたんですか。

末期の腎不全もあるし、心不全もあるということで、要するに危ない
ということは、堀さんには申し上げているということを聞いております。

20日の退院時は、7日分の投薬と7日後の予約をして退院させましたね。
お聞きになったような状態であるにもかかわらず、なんでこんな7日なんて
余裕のある退院のさせ方をしたんですか。

それで自宅に帰って、酸素療法やりながら、薬を投薬していながら、
安定していれば来る必要ないわけですから、次の検診は1週間後とい
うことです。

20日か21日か分かりませんが、腎臓の状態が非常に悪化している状態
がありましたね。これはどういう状態かを、説明したというようには。

二人から聞いております。末期の腎不全だと、非常に無尿になってい
ますので、尿毒症に陥ってきているという話は聞きました。

20日にはどうして血液検査をしなかったんですか。

する必要がなかったからしなかっただけの話です。

死の直前にあって、腎臓が悪いと悟っていながら、血液検査をなぜしないん
ですか。

血液検査をやって、心臓の何が分かるんですか。

腎臓です。

腎臓は検査しております。

してません、20日は。

それは医者判断で、する必要がなかったからしなかったというだけ
の話です。

これから退院させようというときに、血液検査をして、腎臓の状態がどうで
あるかを確認する必要はないんですか。

それはその当時はないということだから、やってないということであ
ります。

甲第3号証（回答書／甲A12）を示す

甲第3号証は、堀さんあての回答書ですね。

はい。

ここに、何が原因でこのような症状が出たのかということに対して、どのよ
うな回答をされたか覚えていませんか。

ちょっと私は記憶にありません。

「診療の経緯、原因が確定していないため、その時点では判定できません」
と、こう書いてあるんですよ。

ちょっと私は分かりません。それは。

今までおっしゃったことと全然、あなたが平成17年10月6日に出したも
のと違いますね。

原因が分からないと書いてありますか、それはちょっと間違いだと思
います。

診療の経緯について、「8月18日、東京夜間病院にてポンタちゃんが呼吸状

態が悪いとの上診を受け診療させて頂き、身体一般検査にて心雑音、肺ラッセル音の聴取、吸気性努力性呼吸、咳、チアノーゼを認め、及び胸部レントゲン検査上心臓陰影拡大が認められ、肺水腫と診断し」と、肺水腫としか診断していないと書いてあるんですが、ここではほかの説明は、なぜしなかったんですか。

ですからそのときは、肺水腫というのは、心臓の心疾患が、心の弁の疾患があるということは、たしかそれはそういうふうには書いてあれば、書き落としていると思いますけども、しかし、肺水腫というのは、先ほど申し上げたように、そのままにしたら死ぬわけですから、ですから、多分そのことだけがそこに記載されたんだろうと思います。

私がお聞きしたいのは、この時点で、あなたが盛んに先ほどおっしゃった心不全であると、あるいは、腎不全であると、なぜ書かなかったんですか。

分かりません。

昨日ないし何度か担当獣医にお聞きになったところ、心不全と腎不全を、東京動物夜間病院に8月18日に来たときから発症していて、いつ死んでもおかしくない状態だということでしたね。

はい、そういう説明をしているということです。

それよりさかのぼって、平成17年10月6日には、肺水腫と診断したことしか書いていないんですが。

結果的には、肺水腫が死因の原因だろうということ。だから肺水腫というのは、要するに死を意味するわけですから。

8月18日の診断は、「肺水腫と診断し」とあるだけで、あなたのおっしゃるもっと大変な病気である心不全や腎不全が、どうして書かれていないんですか。

ちょっと分かりません、それは。書き落としたのかもしれませんが。

(甲第3号証を示し)お書きになったのは、事務長の清水さんという方ですね。

はい。

これはあなたは御覧になっていないんですか。

記憶にありません。

甲第11号証(回答書/甲A18)を示す

これはあなたが出された文書ですね。

はい。

それで回答書の内容を見ますと、「平成17年10月13日付内容証明郵便に記載されています、ポン太ちゃんの平成17年8月18日～23日の治療明細書・くすりの処方箋および入院中の負傷事故報告書の請求について、病院長の私が回答します。」と書いてありますね。

はい。

そして、「事務長の回答した書面は、」つまり先ほど示した文書ですね、「私も確認しております。」と、こう書いてありますよ。

私がかつと記憶になかったんだろうと思います。

確認しないで出しちゃったんですか。

いや、確認したかどうかの記憶がなかったということです。

本当は、当時は肺水腫という診断しかしていなかったんじゃないですか。

そんなことはありません。そういうのは言いがかりじゃないんですかね。

重複の質問になりますけど、土屋先生や中村先生の提出されている陳述書によれば、心不全が極めて悪い状態で亡くなるかもしれないという雰囲気もあまりないように読めるんですけど、その退院のときに実際の言葉として、どんなふうに説明をしたのか、もう一度言ってもらえますか。

彼女の説明では、要するに状態が、そういうことで心不全があって、肺水腫もあるわけだから、だから自宅で酸素の補給が必要であるというのを、堀さんに申し上げたけども断られたということですから、それ以上強制ができないんで。

そうすると、酸素療法をしないと一層危険な状態になるんだと思うんですけども、それでも退院させるんですか。

このまま預って、例えば病院で死ぬということは、私は動物にとって幸せだと思わないんですね。ですから、できるだけことはやって、自宅でできる範囲内のことをやるほうが、動物にとっては幸せだという判断の下です。

動物の場合は、その弁を置換するとか、弁を補修するという手術はできないんですか。

世界でそれは試みられていますけども、うまく行ってません。